

(件名)

御前崎市まちづくり活動支援補助金交付要綱の一部改正について

(総務部企画政策課協働推進室)

1. 改正前 (令和5年度まで)

区分	補助対象経費	補助率 補助額
①手作り施設整備活動	ミニ公園、遊歩道、花壇、看板等の整備に係る原材料費などの購入費 重機等の機器借上げに要する経費	10/10 20万円以内
②人づくり等育成活動	講演会等の人づくり等の育成活動に要する報償費、旅費、需要費、役務費、使用料及びレンタル料、その他経費	
③地域活性化のための活動	イベント等に要する報償費、旅費、需要費、役務費使用料及び借上料、その他経費	
④まちづくり団体等 広報活動	団体等の活動報告のための冊子等作成に関する経費	10/10 5万円以内
⑤手作り施設整備活動 【フォローアップ型】	ミニ公園、遊歩道、花壇、看板等の整備に係る原材料費の購入費 重機等の機器借上げに要する経費	1/2 10万円以内

※①～③ 同一活動における補助は3年を限度。

※④ 告知等 チラシ・ポスターは対象外。

※⑤ 既に3回補助を受けた団体で、これまでの事業を継承するもので、その活動が他の模範となるものに対して補助を行う。

2. 改正後（令和6年度より）

区分	補助対象経費	補助率 補助額
①手作り施設整備活動	ミニ公園、遊歩道、花壇、看板等の整備に係る原材料費などの購入費 重機等の機器借上げに要する経費	1/2 10万円以内
②人づくり等育成活動	講演会等の人づくり等の育成活動に要する報償費、旅費、需要費、役務費、使用料及びレンタル料、その他経費	
③地域活性化のための活動	イベント等に要する報償費、旅費、需要費、役務費使用料及び借上料、その他経費	
④まちづくり団体等 広報活動	団体等の活動報告のための冊子等作成に関する経費	1/2 2万5千円以内
⑤学生による地域づくり実践活動	学生が市内で取り組む地域振興・地域貢献活動、又は市との協働事業等に要する経費	10/10 10万円以内

※①～③ 同一活動における補助は3年を限度。

※④ 告知等 チラシ・ポスターは対象外。

3. 比較表

区分	補助率・補助額	
	令和5年度	令和6年度
①手作り施設整備活動	10/10 20万円以内	1/2 10万円以内
②人づくり等育成活動		
③地域活性化のための活動		
④まちづくり団体等広報活動	10/10 5万円以内	1/2 2万5千円以内
⑤手作り施設整備活動 【フォローアップ型】	1/2 10万円以内	廃止
⑤学生による地域づくり実践活動	-	10/10 10万円以内